令和３年３月１２日

各障害福祉サービス事業所

施設長 様

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

新型コロナウイルス対応に係る通所系サービスの基準等の臨時的な取扱いについて（第４版）

通所系サービスの在宅支援等の取扱いつきましては，「新型コロナウイルス対応に係る通所系サービスの基準等の臨時的な取扱いについて（第３版）」（令和２年６月２３日）において，お示しているところです。

このたび，厚生労働省から，「令和３年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」が示されたことを受け，本市における今後の対応方針について，下記のとおりお知らせします。

つきましては，各障害福祉サービス事業所におかれましては，本通知内容を御了知のうえ，適切なサービス提供を行うとともに，事務手続に遺漏のないようお願いいたします。

なお，令和３年３月３１日までは「第３版」に基づく取扱いとし，令和３年４月１日以降は「第４版」（本通知）に基づく取扱いを行うこととします。

記

１　就労系障害福祉サービスにおける在宅利用の取扱い（就労移行支援，就労継続支援Ａ型・Ｂ型）

　　在宅でのサービス利用について，新たな生活様式の定着を見据え，本人の希望や特性を踏まえつつ，更に促進するため，令和２年度に限って新型コロナウイルス感染症への対応として臨時的に要件緩和した取扱いを令和３年度以降は常時の取扱いとするよう，国において制度改正が行われます。

　　これを受け，本市における取扱いは以下のとおりとします。

（１）在宅利用の要件（※「第３版」から変更なし）

　　ア　利用者要件

　　　　在宅でのサービス利用を希望する者であって，在宅でもサービス利用による支援効果が認められる利用者

　　イ　事業所要件

　　　　運営規程において，在宅で実施する訓練及び支援内容を明記したうえで，以下の項目全てを満たす場合

|  |
| --- |
| ア　在宅利用者が行う作業活動，訓練等のメニューが確保されていること。  イ　１日２回の連絡，助言又は進捗状況の確認，日報作成を行うこと。  ウ　緊急時の対応ができること。  エ　疑義照会等に対し，随時，訪問や連絡等による必要な支援が提供できる体制を確保すること。  オ　事業所職員による訪問，利用者の通所又は電話・パソコン等のＩＣＴ機器の活用により，評価等を１週間につき１回は行うこと。  カ　原則として月の利用日数のうち１日は事業所職員による訪問又は利用者による通所により，事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。  キ　「オ」が通所により行われ，あわせて「カ」の評価等も行われた場合，「カ」による通所に置き換えても差し支えない。 |

（２）本市への届出

　　　事前に，「就労系障害福祉サービスにおける在宅利用の届出書（令和３年度）」別添１を利用者が支給決定を受けた各区，支所ごとに分けて，該当する各区・支所保健福祉センター障害保健福祉課へ郵送又は持参により提出してください。

　　　なお，「第３版」に基づく届出の有効期間は令和３年３月３１日までとしますので，令和２年度に引き続き在宅利用を実施する場合でも，改めて「第４版」（本通知）に基づく届出が必要となりますので御留意ください。

※　在宅利用対象者に追加・変更がある場合は，既登載者を含め，届出書を再提出してください。

（３）実施状況の報告

　　　制度改正により，臨時的な取扱いから常時の取扱いになることを踏まえ，これまで報酬請求に併せて提出を求めていた「新型コロナウイルスへの対応に伴う在宅支援に係る報告書」は，提出不要とします。

２　就労系以外の通所系サービスに係る在宅支援の取扱い（生活介護，自立訓練，共同生活援助）

（１）在宅支援の方法等（※「第３版」から変更なし）

　　　厚生労働省による事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い（第８報）」（令和２年６月１９日）に基づき，引き続き，当分の間は在宅による支援を行った場合の報酬算定を可能とします。

　　　詳しくは，本市通知「第１版」～「第３版」及び，国通知「第１報」～「第８報」を参照してください。

（２）本市への届出

　　　事前に，「新型コロナウイルスへの対応に伴う在宅支援に係る届出書（令和３年度）」別添２を電子メール（syogai@city.kyoto.lg.jp）により保健福祉局障害保健福祉推進室へ提出してください。

　　　なお，「第３版」に基づく届出の有効期間は令和３年３月３１日までとしますので，令和２年度に引き続き在宅利用を実施する場合でも，改めて「第４版」（本通知）に基づく届出が必要となりますので御留意ください。

※　在宅利用対象者に追加・変更がある場合は，既登載者を含め，届出書を再提出してください。

（３）実施状況の報告

　　　就労系障害福祉サービスの取扱い同様に，これまで報酬請求に併せて提出を求めていた「新型コロナウイルスへの対応に伴う在宅支援に係る報告書」は，提出不要とします。

【問い合わせ】

　　京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町３９４　ＹＪＫビル３階

　　京都市保健福祉局　障害保健福祉推進室　施設福祉担当　佐々木，林

　　電話：075‐222‐4161　／　電子メール：[syogai@city.kyoto.lg.jp](mailto:syogai@city.kyoto.lg.jp)